

①初級研修(initial training)が Foster Carer について実施されており、2000年に改良された「Foster Carer training package」がある。ここでは、将来の(prospective) Foster Carerのために、総合的な情報提供を実施している。

②専門里親ワーカー(Specialized Foster Care Worker)による支援体制がある。ここでは、里親(Foster Carer)リクルート、トレーニング、サポートについて責任体制がある。里親制度(Foster carer)は、オーストラリアでは、里親を専門化するという方法ではなく、里親をサポートする体制を専門化する方法を採用している。従って、里親には、一定の選考基準はあるが、それほど厳しいものではなく、広く間口を解放している。むしろ OOHC を利用する児童などの専門的なニーズに対応するのは、里親と里親をサポートする専門サポート体制の総合力である。このように、実際は里親間にも経験や知識において相違があるが、その経験や知識の多寡の違いは、里子のニーズの特徴に対応して里親を決定する場合に表れたりすることはあるが、サポートする専門スタッフの組み合わせによって、児童などのニーズに適応させる方法を制度としては採用している。

③手当(carer's allowance)については後述。

(5) スーパーバイザーリームの有無

Supervisory Responsibility については、“CYP Act 1998” Chapter 8 Out-of-home care

140-Supervisory responsibility of designated agency (designated agency の監督責任)

141-Inability of designated agency to fulfill responsibilities (責任を果たすための designated agency の無力、無答責)を規定する。

140条では、Designated Agency (指定機関) が、保護されている児童・青少年の Placement (配置) を supervise (監督) する義務を課している。

141条では、Designated Agency が、上記 141 条の必要な義務 (監督責任) を止めてしまった場合は、The Department (行政) が児童・青少年の Placement に対する Supervise を行わなければならぬと規定している。実際的には、Designated Agency (指定機関) が組織的、定期・不定期的に所属する Carer 及び Carer が実際に面倒を見ている児童・青少年の配置(Placement)をスーパーバイズ(Supervise)している。

- 1998年法 (仮訳) -

140条 Supervisory responsibility of designated agency (監督責任)

Authorised carer のOOHCに児童または青少年を任せた designated agency は当該配置 (採用 placement) を監督する責任を有する。

note.

ある配置 (placement) が児童や青少年の権に行われるまでは、親の責任は児童裁判所の命令の効力により、規定上、Minister の義務で(lie with~)ある。designated agency は配置 (placement 採用)を苦心したり、それを監督する責任があり、必然的にそのことを委任された(delegated)一定の機能を使用する。それらの諸機能としては次のようなものが含まれる：

(a) authorised carer または residential unit(施設)に児童または青少年を配置 (委託・処遇 place) する権限

(b) ケア責任に含まれない児童または青少年の安全、福祉、幸福に関係した事項について決定 (判断 make decision) する権限

(c) authorised carer に対する指示(direction)を与えることによってケア責任の行使をコントロール (管理統制) する権限

(d) 保護または促進されている児童または青少年の安全、福祉、幸福を保障するあるいは当該配置 (処遇・委託) を監督する義務

上記のものは designated agency の権限及び責任を伴う(encompass)ものである。但し、特定の権限は、委嘱 (委任 delegation) により Minister または後見人(guardianship)によってのみ行使される。これらは後見人の残存権力(residual powers)である。次のようなものがある；

(a) 当該 jurisdiction(法領域)からの児童または青少年の移動を判断する(authorise)権限

(b) パスポートを申請する権限

(c) 特別な医療的介入(medical intervention)の同意あるいは同意辞退(decline)をする権限

(d) 青少年の婚姻に同意する権限

141条 責任遂行に関する designated agency の無答責

(1) 仮に、designated agency が、Department ではなく、OOHC に児童または青少年の配置を監督するように指名（任命 be designated to）されたものであり、そして当該 agency が児童または青少年に関係する責任を果たし得なくなった場合には、当該 Dep.は、当該児童または青少年の配置について監督する。

(2) 直接的に、Designated agency が、児童または青少年の関係においてその責任の義務を果たし得ることがなくなったことを知っている時は、当該児童または青少年に用いられている OOHC の配置を修正する（変更する vary）命令を児童裁判所に申し立てなければならない。

(6) 担当職員のケース量

統計上、的確な数値は発見できないが、連邦大臣の Statement に「現在、8,300 の Foster families が 16,000 人以上の Children の世話をしている」と述べていることから推測すると、一人の Carer が担当するケースの量は、大体 2 名である（注 27）。

7. 里親（OOHC）委託手続について

委託に至るプロセスは、根拠規定は下記の（1）～（3）があり、Care や Protection が必要な児童や青少年の存在が分かれば Children's Court に手続申請され、裁判所の判断がされるシステムである。

（1）Children and Young Persons (Care and Protection) Act 1998 (以下“CYP Act 1998”), Chapter 3 part 1 Request for assistance and report,

“CYP Act 1998” Chapter 7 Support for children and young persons in crisis part1.

（2）“CYP Act 1998” Chapter 4 Children and young persons in need of care and protection

（3）“CYP Act 1998” Chapter 5 Children's Court proceedings

に、それらの規定及び手順について規定されている。

（1）Chapter 3 について

Part 1 Request for assistance (援助の申請)

子本人、両親、その他必要であれば誰でも Director-General に援助をも求めることができる（§§ 20~22, § 113）。

Part 2 Report (報告)

誰でも、匿名で、Director-General に Report できる（§§ 24~26）。

但し、関係官公庁職員、専門家には、Director-General に対する報告義務（強制報告 § 27-Mandatory reporting）がある。

Part 3 Investigations and assessment (調査と評価)

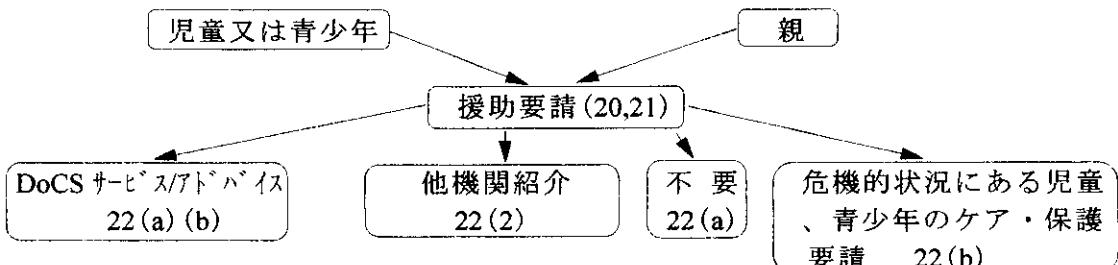
Director-General は、Part 2 の報告に基づき、Director-General が必要と判断した場合には investigation and assessment (調査と評価) を行う（§ 30）。

Director-General は、関係機関に対して、それらを（調査と評価）行う（Police Service, Government Department, Agency を含む。§ 248(6)）。

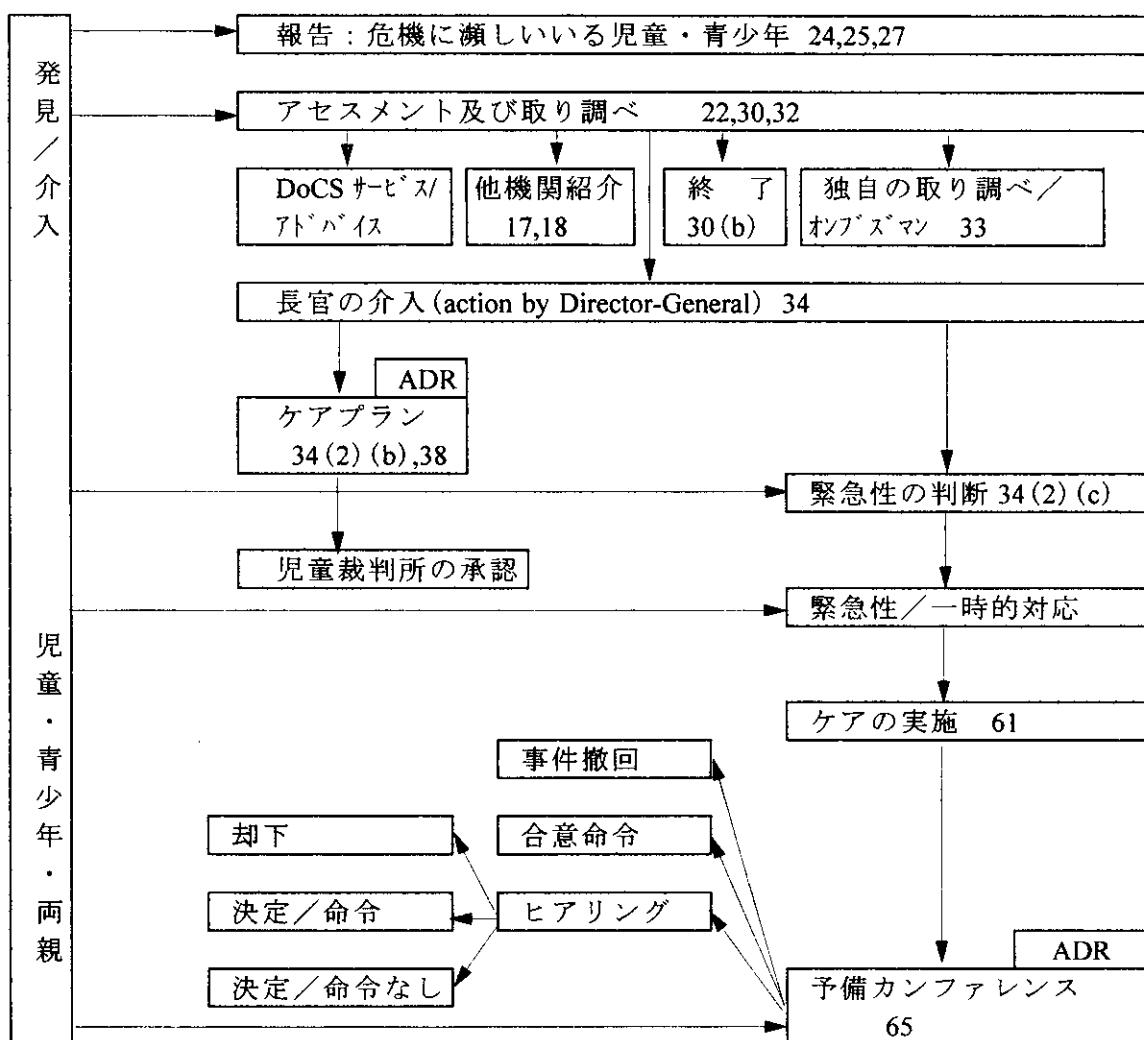
表－5 1998年法に規定する援助

（1）援助要請 (request for assistance)

*数字は 1998 年法の条項



(2) 危機に瀕している児童又は青少年のケア・保護手続



出典 : The Children and Young Persons (Care and Protection) Act 1998, Chapter 3
オンブズマンについては、mbudsman Act 1974 § 25(c), § 25(D)

(2) Chapter 4について

§ 3 4 – Taking of action by Director-General (長官による措置)

§ 3 8 – Development and enforcement of care planes. (ケアプランの作成と実施)

長官の Action は Chapter 5 ; Children's Court proceedings によって補強されている。

(3) Chapter 5について

§ 4 5 – Prompt application to Children's Court for care order (care order について児童裁判所に対する申請を促す)

Director-General は、上記実行した行為を、直ちに児童裁判所に対して申請 (apply) しなければならない。また、out-of-home care の 87% (Australia-total; 87%, NSW; 89%) は、強制 (Order 命令)に基づくもので、13%が Not on an order (委託) によって処遇されている (注 28)。

<委託委任の場合>

区分 (Division) 1

The Director-General (以下 D-G) が “Care and Protection” の必要性を認めた時には temporary care arrangement (一時的なケア制度) を行うことができる。但し、両親の承認を必要とする。また、両親がその責任を果たせる状態にない場合には、D-G がその判断を行うことができ

る。

“temporary care arrangement”とは、DoCSによって、親の同意を得て行われるケアであり、3ヶ月をこう得ることが出来ない（特別事情の下では6ヶ月まで延長が可能）。但し、親の要求があればケアは終了する。この制度は親の児童に対する親としての責任を一部DoCSが受け持ち、児童の利益のために親としての責任を支援する制度である。

“voluntary care arrangement”とは、DoCSが独自の判断に基づき行うことが出来るケアであり、21日間を限度としている。この期間の終了はChildren's Guardianに通告され、また当該児童のケアあるいは家庭への復帰のためのプランを作成しなければならない。これは児童のケアについての「たらい回し」を避ける目的を持つ。

区分(Devision) 2

その他の Voluntary care arrangement(任意のケア制度)について規定する。

－ 1 9 9 8 年法（仮訳）－

Part 3 Voluntary OOHC(任意・自由意志によるOOHC)

Division 1 Voluntary OOHC arranged by D-G(D-Gにより措置される任意のOOHC)

1 5 1 条 暫定的のケア措置(Making of temporary care arrangements)

(1) 仮に児童または青少年が、D-Gの意見において、ケアまたは保護が必要である状態である場合には、D-Gは児童または青少年に関して暫定的な(temporary)ケア措置を行う。

(2) D-Gは、つぎに掲げる場合がない限り児童に関して暫定的なケアを措置してはならない：

(a) 当該措置に関する児童の親の同意があること

(b) 当該児童の両親が、D-Gが当該措置が必要であると考え時点より以前に、責任のある居所を定めることができないこと

(3) 仮にD-Gが当該児童の親の(a parent)同意得ないで暫定的なケア措置を行う場合は、D-Gは児童の親に居所をあらゆる合理的な手順を踏み(take all reasonable step to locate a parent)、当該措置について親に情報を提供しなければならない。

(4) 暫定的なケアの措置は、回復計画が当該児童または青少年に関して適当になされていない限り、親の同意について subsection(2)に基づいて行うことはできない。

1 5 2 条 暫定ケア措置の期間(duration)、更新(renewal)、審査(review)

(1) 暫定的なケアは次の場合が効力を持った時に中止する(ceases in force:)

(a) 当該措置の実施の申し出を行った人によって行われた措置の終結に関する要請のD-Gによる受領

(b) 措置の対象となっている児童または青少年が18歳に達したこと

(c) 当該暫定期間の終結(expiration)は次の通りである。当該措置を行った後、

(i) subparagraph(ii)(節 ii)の規定を除き・・3ヶ月間

(ii) D-Gが subsection(2)に従った措置を変更した時は・・6ヶ月間

(d) subsection(5)に基づき D-Gが行った終結、何れが最初に発生したとしても。

(2) 児童または青少年のために暫定的な措置を行った後3ヶ月間の終結時に、D-Gは、仮に当該児童または青少年がケア、保護の必要があると判断する場合には、措置の更新をさらに3ヶ月間行う。

(3) section151(subsection(1)を除く)は、暫定措置の更新について、措置そのものを行うに適用すると同じ方法によって、適用する。

(4) 暫定的なケア措置は、仮に児童または青少年が、先の12ヶ月の間に、6ヶ月を越えるまとまった期間あるいは合計としての期間暫定ケア措置に付されていた時は、当該児童または青少年について暫定措置を行ったりまたはその更新を行うことは出来ない。

(5) D-Gは、当該児童についての申請(applicant)であろうと青少年、または児童または静止幼年について親としての責任あるもの、またはD-Gの自身の申請(motion)であろうと、仮にD-Gが当該児童または青少年が、もはやケアまたは保護が必要ではないと判断した時は、何時でも児童または伊勢少年のための暫定的な措置を終結する。

(6) 暫定的措置の見直しについての申請(application)は、規則の定めるところにより、次に定めるものにより、児童裁判所に対して行われる：すなわち、

- (a) 当該措置にかかる児童または青少年自身によりまたは彼らに代わって (on behalf of)
- (b) 児童または青少年の親としての責任を有する者によって
- (7) 見直しに関する申請についての児童裁判所の決定は (decision)、第 151 条に基づく暫定ケア措置を行うに関する D-G の決定と同様の (as if) 効果が与えられる。

153条 暫定ケア措置に関する規則

当該規則は、この Part に基づき暫定ケア措置について規定がなされる。

154条 暫定ケア措置の効果 (effect)

- (1) D-G は、暫定ケア措置の下にある児童または青少年に関してケア責任を有する。
- (2) 児童または青少年のために暫定措置ケア提供するに当たっては、D-G は児童または青少年の安全、福祉 (welfare)、幸福 (well-being) に関するすべてにおいて次のことが必要である：
 - (a) 次の点に配慮しなければならない：
 - (i) 当該児童または青少年の両親の意見 (views)
 - (ii) 規則によって規定されるその他の事項
 - (b) 次の点を保証 (ensure・確実に) しなければならない：
 - (i) 当該児童または青少年の両親が児童または青少年の安全、福祉、幸福に関するすべての事項について情報の提供が保障 (be kept informed) されていること (知っていること)
 - (ii) 出来る限り (all effort) 児童または青少年と彼らの両親との刊の継続的コンタクトが支援されていること
 - (c) 児童のケースにおいては、D-G が児童または青少年の居場所 (whereabout) を知らせることが当該児童または青少年の安全、福祉、幸福に有害である (prejudicial) 信じる場合を除き、児童の所在については当該児童の両親に知らせることを保証しなければならない。
- (3) 児童裁判所は、児童または青少年について第 152 条 (section) の規定に基づく暫定的ケア措置について見直す申立 (applicant application) があり次第 (on an application)、D-G に対して、児童または青少年の両親に対して、児童または青少年の所在を知らせることを指図 (指導) する (direct)。

Division 2 Other voluntary care arrangements (その他の任意ケア措置)

155条 任意 OOH C に付されている児童または青少年の監視 (monitoring)

(1) 児童または青少年は、任意の OOH C (暫定的ケア措置の下よりも異なった方法で) に、21 日間を超える期間続けることは出来ない、但し、当該児童または青少年に監督責任を持っている designated agency が納得している時はこの限りではない、次の特定の評価がある時は、児童または青少年はその両親の元に居続けることは出来ない。

(2) 21 日間の満了の後 7 日以内に、designated agency は、

(a) 児童または青少年のために、次のことをしなければならない：

- (i) 復帰 (restoration) プランの促進と実施
- (ii) ケアプランの促進

(b) 児童または青少年のために、次のことをしなければならない：

- (i) 当該児童または青少年関係する OOH C 措置の児童後見人 (Children's Guardian) に対する通知
- (ii) 児童後見人が当該児童または青少年の安全、福祉、幸福について行う措置に関する要求すると言った情報 (記録の写しを含む) の提供

(3) Designated agency が subsection (2) にしたがって児童または青少年にかかる OOH C 措置の児童後見人に通知を行う事をしなかった時は (failure 不履行)、罰せられる。

Maximum penalty: 200 penalty units

(4) 児童後見人は次のことを保証するために、アセスメントあるいは機関間の調整に関するインテーク手続あるいは手続を案出する：

(a) 児童または青少年は、仮に適当なサービスが児童または青少年の家族にとどまることを彼らに可能とするために提供することが出来るのであれば、任意の (voluntary) OOH C に付されることはないこと

(b) 適当なケース計画が任意の OOH C に置かれている全児童または青少年のために見いだされることは

156条 任意のOOCケア措置(arrangement)の見直し(review)

- (1) 仮に児童または青少年が、OOCに、12ヶ月内に3ヶ月を超えるまとまった期間または総計の期間委託されている(subject to)場合は、D-Gは、当該3ヶ月の期間が満了した後21日以内に、当該措置の見直しをしなければならない。
- (2) 見直しは、児童または青少年のニーズを考慮して、次の事柄に注意しなければならない：
- (a) 児童または青少年が任意のOOCで送った期間数及び合計時間数
 - (b) ケア措置についてのこれまでの見直しの数と結果
 - (c) 児童または青少年の法律上の身分(status)
 - (d) 児童または青少年が任意のOOCに置かれている間に検討された諸課題、例えば何がなされるべきであったかとか、責任を引き受けるかなどである。
 - (e) ケアに関するすべての当事者の責任
 - (f) 文化、言語、宗教、生涯に関連した児童または青少年の特別な要求（要請）<special requirement>
 - (g) 行ったケア申請（申立）<making a care application>の適正性
- (3) 当該見直しの結果において、D-Gは次のことを決めなければならない：
- (a) 児童または青少年を家庭のケアに戻すことが可能かどうか、仮に不可能であれば、どの様に児童または青少年の子育て（育児）ニーズ<parenting needs>に対応するのか、及び
 - (b) ケア申立が当該児童または青少年に関して親の責任の再割り当ての提供<provide for the reallocation of parental responsibility>を行うべきかどうか
- (4) 当該児童または青少年について、以上の他の見直しは、次の場合に行われる：
- (a) authoriswd care の死亡の後
 - (b) 配置の計画された変更の前<before a planned change of placement>
 - (c) 配置の計画になかった変更の後<after a unplanned change of placement>
- 何れにしても、12ヶ月毎に一度は最低限行わなければならない

(1) 児童及び実親家庭の調査に関する規定

“CYP Act 1998” Chapter 3, part 3 Investigations and assessment(調査と評価)に規定する。

* § 30 には、児童または青少年が危害の危機に瀕している疑いがある場合、D-Gはその事実を判断するために調査及び評価を行わなければならないことを規定する。

(2) 委託児童の認定基準

“CYP Act 1998” Chapter 3, Part 3 に規定する。

*1996 regulation 54 (項目 54)において、児童の配置 (Placement of children) を規定する。

-Regulation 1996(仮訳)-

54 児童の配置

- (1) 機関は、[以下の場合]以外は児童を里親ケアの下に配置してはならない。
- (a) 児童の保護者権を有する者が文書でそれを求めている[場合]。
 - (b) 長官の文書による要求。
 - (c) 児童のケアと保護者権に関して、裁判所が下した司法判断による命令に基づくものである[場合]。
- 罰則の最大値： 5 罰則単位
- (2) 一般的なものであれ、特定の児童やグループに向けられたものであれ、大臣が発した指示（がある場合）に基づかない形で、機関が児童を里親ケアの下に配置してはならない。
- (3) 児童を里親ケアの下に置くか否かの判断の際、機関は[下記]を考慮しなければならない。
- (a) 児童の意見 (“views”)
 - (b) 児童の福祉と利益 (“interest”)
- (4) 児童を[実際に]各々の里親の下に配置する前に、機関は[下記を]実施しなければならない。
- (a) 希望された児童の配置に関して、里親候補者やその家族の適格性を調査すること。
 - (b) 里親候補者の家庭の査察をし、その適格性を調査すること。
 - (c) (可能であれば) 児童とその両親の社会的な履歴と医療上の履歴を入手すること。
 - (d) 児童の健康状況に関する医療報告を入手すること。

(5) 機関は、その判断で[下記に該当しない者]の下に児童を配置してはならない。

(a) その者が

(i) 子供(“children”)の福祉に共感(“sympathetic”)している。

(ii) 子供達に関する適切な知識、理解、経験を有していて、子供達の必要に応じることが可能である。

(iv) 子供達を世話するにたる[人格的]成熟度、健康、性格を併せ持っている。

(b) その者と、その家族が適格かつ適切な人物であること。

(6) 里親候補が児童のケアに適した健康であるか否かを機関が判断するため、機関は[下記]を請求することができる。

(a) [里親候補者が、] 医師によって、この目的のために必要と思料される検査を受けること。

(b) その検査結果が機関に提供されること。

(7) 児童の里親縁組にあたり、機関は児童と里親とが同一宗教と文化を共有しているように、最大限の配慮を尽くさなければならない。

(3) 保護者の同意とその効果

“CYP Act 1998” Chapter 8 part 3 § 154 に規定する。out-of-home care の法で定められた期間を含めて規定する(§ § 151~154、前掲規定を参照)。

(4) 任意委託から強制委託への変更

既に述べたように、里子(Children and Young persons)の9割は強制(order)によって行われており、委任委託から強制委託への変更は、次に述べる“強制委託”を参照。

(5) 施設委託から里親(OOHC)委託への変更

前述したとおり(4. 統計的実態の項参照)施設委託は豪州全体で6%、NSW州では3%に過ぎない。里親(OOHC)委託への変更は里親(OOHC)委託の手続によって行われている。

(6) 措置と自己負担

措置費に関しては Carer に allowance(手当)として支払われる。なお、詳細は、後述する「里親について」の項の“里親の権利と義務”及び“委託の諸経費”的報告を参照。

<強制委託の場合>

“CYP Act 1998” Chapter 4 Children and young persons in need of care and protection(ケア及び保護を必要としている児童及び青少年)に、主として規定されている。

(1) 及び(2) 児童と実親家庭の調査規定、親権行使しない親の調査規定

“CYP Act 1998” Chapter 3 Request for assistance and report, Part 3 Investigations and assessment に規定する。

(3) 強制委任の要件とその効果

“CYP Act 1998” Chapter 4, 36-Principle of Intervention(介入の原則), 37-Alternative dispute resolution(選択的紛争解決), 38-Development and enforcement of care plans(ケアプランの作成と適用), 39-Action for removal of child or young person or exercise of other functions(児童または青少年の移動・転居またはその他の機能の実践), 40-application for certain order(強制委任命令の申請)に規定されている。

“CYP Act 1998” Chapter 5 Children's Court proceeding の各項に規定されている。

(4) 親権制限に伴う法定保護者

D-G(Director-General)が法定保護者となり、その責任をとる。

“CYP Act 1998” Chapter 5 Part 1 Emergency protection and assessment(緊急時の保護と評価)

Devision 1 Emergency Removal(緊急の転居) 44-Director-General May assume care and protection of Child or young person in hospital or other premises(1)(D-Gは、病院にいる児童または青少年のケア及び保護あるいはその他の事項について責任を持って引き受ける)

The Director-General May, . . ., assume the care responsibility of the child or young person by means of an order . . .(D-Gは、命令によって当該児童または青少年のケア責任を引き受

ける・・)と規定する。ここにおいてD-Gの責任を明らかにしている。

但し、強制を伴わない場合の Out-of-home Care の Act 1998 では Parental responsibility (親としての責任) は Minister,foster care ,agency 等の実情に応じて、Flexible な対応をし、責任者となることを許可している。さらに、Director-General が任命することができる Children's Guardian (児童監護・後見) の制度があり、その役割については“CYP Act 1998” Chapter 10 Children's Guardian に詳細な規定をおいている(前掲 5. 里親 (O O H C) 業務機関を監督する機関と委託児童の権利擁護機関の項を参照)。

(5) 不服申立制度

Chapter 6 Children's Court procedure

1) 96-Attendance of child or young person and persons having parental responsibility において、

Children's Court の審議過程において、子あるいは子の立場を代表するもの、機関が随伴することができ、意見、不服を申し立てることができる、と規定している。

2) 96-Court to explain proceeding to children and young persons

の末尾(3)において、

“the Children's Court must ensure that the children or young person has the fullest opportunity practicable to be heard, and to participate, in the proceeding”(児童裁判所は児童または青少年が、当該手続において、十分に、かつ参加することができるよう最大限の機会を持つことを保障しなければならない)と規定する。

3) Care and protection が実行されてからは、

Chapter 10 Part 2 Functions 183-Power of Children's Guardian to resolve disputes (児童後見人一機関一の問題を解決する権限)と規定し、不服の申立があった場合には、Children's Guardian が解決をするための権限を持つ。

* Children's Guardian (児童後見機関)は、・・Care and Protection が開始された後に不服申立があった時に作動する・・ものであり、“CYP Act 1998”によって創設されたものであり、「Out-of-home care を受けている全児童の環境(生活境遇)を監視する責任を持ち、Out-of-home care を提供する機関に信任(accredit)を与える機能を持っている」(Fact Sheet)。Foster Care も “CYP Act 1998” の下では out-of-home care の一類型であり、Guardian 制度の対象となる(前掲 5. 里親 (O O H C) 業務機関を監督する機関と委託児童の権利擁護機関の項を参照)。

4) 3)に関連する規定としては、Part 2において、

182-Removal responsibility for daily care and control from an authorized care.(委任ケアから日常ケア及び監護のための解任責任)を規定する。

なお、Guardian については、Goverment が任命するが Children's Court も Appoint (任命)が可能である(Chapter 6, §§ 100~101)。

(6) 里親 (O O H C) 委託から養子縁組(委託)へ

里親 (O O H C) から委託から養子縁組に移行することは可能である。

* 里親制度(out-of-home care)とは分離して考える。養子縁組の手続に従い運用される。

NSW 州政府は、Adoption 制度に力を入れており、DoCS には、Adoption に関する独立した機関(Adoption Services Branch・養子縁組サービス部門)を持っている。この部門は、NSW 州の養子縁組サービスの 80 %を取り扱っており、残り 20 %について、Community Partners が取り扱っている。海外からの Adoption を含めて、Fund 及び組織、Act、制度が確立している。

* 関連法律としては、

Adoption Act 2000

Adoption Regulation 2002

Children and young persons (Care and Protection) Act 1987 等がある。

* Community Partners として、Aglicare Adoption Services, Barnardos, Centacare Adoption Services がある。なお、前掲箇所参照。

8. 児童の権利と義務

(1) “CYP Act 1998” Chapter 2 Part 1, § 10 – the principle of Participation(1)及びout-of-home careに関連しては、Chapter 8, part 5 Arrangements during out-of-home careに規定されている。§ 162 – Rights of children and Young persons in out-of-home careを含む。

(2) 児童の意見に関する規定（里親（O O H C）委託計画または養育計画作成時において）

“CYP Act 1998” Chapter 8, part 2, Division 1, § 143 – Authorized carer's right to information for purpose of assessing placement (2)（ケア受任者の評価された居所の目的に関する情報についての権利）において、“must pay due regard to any wishes expressed by the children or young person concerning the disclosure of information”（情報の開示に関して児童または青少年により示された希望については考慮しなければならない）としており、また、§ 145-Child's or Young person's right to information concerning authorized carer（ケア受認者に関する情報についての児童または青少年の権利）等において規定されている。

(2) 実親と家族を知る権利、交流する権利、調査資料を見る権利を保障する規定

Children and young persons が Well Informされる権利については既述した。

養子縁組については、NSW 州 Adoption Act 2000 及び Adoption Regulation 2002 を参照。

- 1998年法（仮訳） -

162条 Rights of children and young persons in OOHC

（O O H C の児童または青少年の権利）

(1) この Chapter の申立 (commencement) の後 12 ヶ月以内に、Minister はすべての O O H C の児童または青少年に関する権利の章典 (charter) を作成しなければならない。

(2) Minister は、すべての designated agency 及び Authorised carer による権利の章典に付いての応諾を (compliance with) 促進しなければならない。

(3) それぞれの designated agency 及び Authorised carer は、当該権利の章典によって授与された (confer) 諸権利を支える (uphold) 義務を有する。

163条 Parents right to information concerning progress and development of their children

（自分の子どもについての進歩（発達）や進展に関する情報に関する親権）

O O H C の児童または青少年について監督責任を持っている designated agency は当該児童または青少年の発達や進展に関する情報を児童たちの親に提供しなければならない。

164条 (Parental responsibility of Minister) (Minister の親としての権利)

Minister は、Minister が親としての権利を持っている児童または青少年について、処遇 (provision of accommodation) について責任を有する。

9. 実親の権利と義務

実親の権利と義務については、児童の権利と義務との表裏一体の関係にあり、多くについて同じ規定によって直接あるいは間接的な解釈適用が可能である。なお、7. (1) (2) において述べた事項でもある。

(1) 委託中の自分の子と交流する権利と義務に関する規定

(2) 措置計画、養育計画に参加する権利と義務に関する規定

実親あるいは従来の保護者からの子の一時隔離が out-of-home care の目的であるから、実親の権利が著しく制限されることは当然のことである。

“CYP Act 1998” Chapter 8, part 2, § 148 - Disclosure of identity of authorized carers to parents (両親に対する受任ケアラーの主体性＜独自性＞の開示) に、知る権利について規定されている。

また、Chapter 8, part 5, § 163 - Parents' right to information concerning progress and development of their children (自分の子の発達及び成長に関する情報に対する親の権利) において、designated agency (委任機関) の親に対する義務、親の権利について規定されている。

また、Out-of-home carers to parents 以外の Children's Services の Licensee に課されている両親が交流する権利に関する規定については、“CYP Act 1998” Chapter 12, part 4 Matters related to parents (両親に関する事項) を参照すること。

§ 214-information to be provided (提供されるべき情報)

§ 215-Parental contact with children (親としての児童とのコンタクト)

に規定されている。

(3) 苦情相談の権利の有無と根拠規定

(4) 措置変更を求める権利と義務について、その存否と関係規定

(5) カウンセリングを受ける権利の有無と関係規定

一括して述べると、先ず、recourse (助けを求める) に関する法律手続規定はない。

子と両親との間の争い(conflict)を解決する規定は

Chapter 7 Support for children and Young persons in crisis (危機に瀕している児童または青少年のための支援・援助), part 1 Serious or persistent conflict(重大かつ継続的な争い) 1 1 0 ~ 1 1 9において詳細を規定している。

同様のこととは、Investigation and assessment (調査及び評価) の過程においても、上記内容に当たる機能及び接する機会は十分に推測され得る。

* 1996 Regulation では、当該項目についての規定がない。

10. 里親 (O O H C) (家庭) について

(1) 里親認定に関する “CYP Act 1998” の規定

里親(Foster Carer)については、Children's (Care and Protection) Regulation 1996 にも詳細に規定があり、大筋においては “CYP Act 1998” の下においても同じである。改正とは制度を時代的なニードに対応されるものであり、基本的には、1996 regulation の段階までは、Out-of-home care とは foster Care であることから、foster Carer 以外の carer(kin,relatives)における Care and protection を含めたも改正であり、それらにも報酬(手当)を支給する根拠規定を設けたことにより、より児童や青少年の care and protection のニードに広く対応するものとした。Foster Carer に対しては、手当やスクリーニング、トレーニング、支援(サポート)体制が強化されたことにおいて、制度改正の意味を持つ。

* Children's (Care and protection) regulation 1996,part5 (第5部),clause46~86 (項目または条項) 及び Schedule 1,Schedule 5 (別表1 <里親の行動指針>, 5 < Care,protection の下にある児童や青少年の小遣い allowance の相場>) に詳細な規定をおいている。

Chapter 8 out-of-home care part - 1

§ 1 3 6 – Who may provide out-of-home care ?

§ 1 3 7 – Who is an “ authorized carer ” ?

§ 1 3 8 – Who May arrange for the provision of out-of-home care ?

§ 1 3 9 – Who is a “ designated agency ” ?

において規定されている。

Authorised Carer (Designated Agency) の Officer または Designated Agency に Authorised Carer と認められた人または機関)と認定されない限り、out-of-home care を引き受け、その任に携わることはできない。また、Designated Agency とは、a department of the Public services が認めた“Organization that arranges the provision of out-of-home care ”である。

1) 里親 (O O H C) に関する調査基準

2) 里親 (O O H C) 認定基準 (親族里親、一般里親、専門里親、緊急保護里親について)

1) 2) まとめて、

① 申請：責任ある行動がとれる人、寛容(Tolerant)と柔軟性(Flexible)のある人、安定した注意の行き届いた家庭環境を提供できる人であれば、誰でも申請ができる。

② 申請先：NSW Department of Community Services 及びその出先機関と関連機関及び Authorized された民間機関 (例 : Barnados Australia 等)。

③ 認定過程：申請者は、上記の政府機関や関係機関及び民間機関において、Policy-Check

(形式審査)と面接(set-up in depth assessment interview 徹底的な調査のためのインタビューの仕組み)によって Screen(選別)され、決定される。さらに、民間機関で受け付けられ、選定された Carer は、その民間機関の、その機関の Care r として、a member of team として活躍する異なり、Allowances(手当)を受給することになる。

この点については、オーストラリアと日本の制度上の違いがある。オーストラリアでは、「専門里親制度」と言った「里親」の間に、その養育能力を資格化あるいは専門化するための客観的基準を設けてはいない。しかし、実際には、里親の間においても、その経験年数や知識において違いがあるのは事実であろうが、その里親間の養育力についての違いは、里親自身において調整するのではなく、里親を支援する体制において調整し、児童または青少年のニーズに対応した適切なサービスが提供できる方式を基礎としている。以上の意味で、専門化するのはサポートするワーカーにおいてであり、専門里親ワーカー(specialist foster care worker)制度を創設し、里親(foster carer)を支援している。

(2) 研修に関する規定

- ① “CYP Act 1998”には、里親(OOHC)研修に関する規定はない。
- ② ただし、Carerに対する研修は、民間機関を主とした Designated Agency を束ねる役割を担う Association(例えば、The Association of Children's Welfare Agency<ACWA>)等が積極的に実施している。

里親(OOHC)認定基準、その後の教育、研修により民間機関、Carer、その Authorization を維持する必要があることから、積極的に研修を実施しているもの推測される。

(3) 里親(OOHC)の権利と義務

- 1) 委託機関と里親(OOHC)との一般契約：民間の designated agency(指定機関)が、一般市民から Carer を募集し screen された Carer との間で契約を締結する。
- 2) 委託前に準備を受ける権利
- 3) 児童とその家族に関する情報を受ける権利

Chapter 8, part 1

§ 1 3 7 – Who in an Authorized carer?

- (2) The regulations May make provision for or with respect the following:

(規則は次のことについて規定をする)

- (a) the making and determination of allocations for authorization,
(指定の実施及び割り当ての決定)
- (b) the authorization of persons, by designated agency or otherwise, as authorized carers,
(指定機関またはそれ以外によって、認可されたケアラーとしての委任)
- (c) the imposition of conditions of an authorization, including, but not limited to;
ii) the identification or description of children or young persons who May be placed in care of an authorized carer.

委任条件の賦課、次のものが含まれるが、但し制限されない；

- ii) 権限の付与された carer の care に任されるであろう児童または青少年の（本人であることの）身分証明書または記述

と規定されている。

4) ライブブックの作成など

CYPAct Chapter 8, part 5 Arrangements during out-of-home care 160-Maintenance of records
(家庭外ケアの期間の制度・取り決め 160 - 記録の管理)によって作成が義務づけられ、accessible to the child or young person(児童または青少年の見やすいように)と規定する。

(4) 児童の個々の受託に関する合意書(里親(OOHC)委託計画への関与)

どの様な合意書が個々の Agency が里親(OOHC)との間に取り交わすのかについては、その Form ないし Manual については定かではないが、Agency が carer を採用する際に条件が提示されて、契約されているものと考えられる。

(5) 措置解除に関する里親(OOHC)の権利と義務

“CYP Act 1998” Chapter 8, part 5 Arrangements on leaving out-of-home care に規定され

ている。

(6) 委託の諸経費

(7) 里親 (O O H C)、その他への援助

(6) (7) については、“CYP Act 1998” Chapter 8, part 5 参照。

Greater Sydney metropolitan, north coast area, Canberra 地区に住む Carer に対しては、民間機関などに所属する Designated agency から、次の allowance を受ける (2002. 6月現在の Barnardos Australia home page による)。

\$ Nil to \$60 per child per weekend for respite care

\$175 to \$254 per child per week for crisis care

\$250 to 500 per child per week for specialist or adolescent (青年期の) care

New Department of community services の 2000 年 6 月発行の Foster Care 2000 Reform によれば、2000/2001 financial year には、NSW 州の 3000 人の Foster Carer に対して \$ 60 million が充てられている。ここから、One Carer につき、\$ 350 a fortnight (2 週間毎に) 支給されていることになる。この基礎手当に 50%, 100% の付加給付制度がある。これは委託される児童の持つニードによって配分される。旧制度では、児童のケアの内容によって 12 段階に分類されており、それを越える日々の支出については、その都度、後払い方式で請求する方式であった。これは手続きが煩雑であること、後払い方式は里親に余分な財政的な負担を強いること、等の理由によって改められたものである NSW Dep. of Community Services, Foster Care 2000 Reforms)。この 2000 年 7 月 1 日に改正された当該経費は、NSW 州立大学社会政策研究センター及び社会・経済モデル国立センターによって作成され、公表された「最新版・児童のコスト」研究に基づくものである。内容は、Carer が児童の世話や養育 (care, raising) のコストを追跡調査した経済的モデルを基礎としたものであり、オーストラリアではこのような試みは初めてのものである (fact sheet:foster care cf)。

また、2000. 7 の改正は、多くの the add-on-payments (付加給付) を意味し、foster carer の 2 週間毎に支払われる (fortnight) 手当をより高いものにして、不測の事態に対応できるようにした。この制度によって、foster carer は、それまでいちいち領収証を提出する立て替え払いをしなくとも良いことになった。この改正は、foster carer と生活をする児童のニーズを満足させる対応を決断しやすくするための増額であり、また “CYP Act 1998” の規定する foster care の参加を促進するものである (注 29)。

11. 委託終了態様の種類と統計

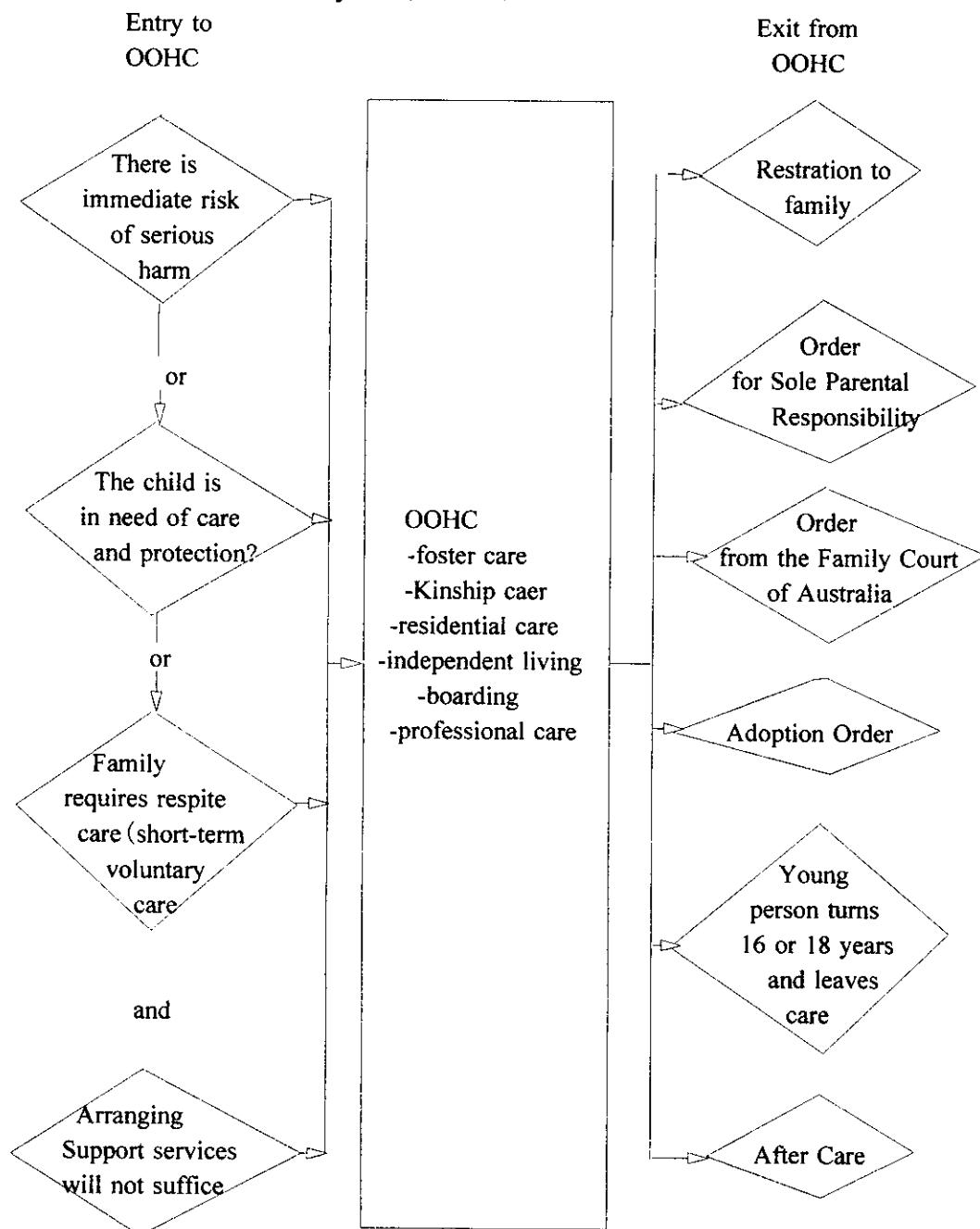
2000-01 年に、委託が終了した数は、全豪州で 8,799 であり、委託が認められた数は 12,030 人であった。委託終了原因は、図に示すとおりであり、家庭への回復、養子、年齢などがある。

表一 NSW 州における O O H C 承認と解除 (2000-01 年の間)

年 齡	NSW 州	
	承認 (%)	解除 (%)
1 <	607 (14)	151 (18)
1 - 4	1,310 (29)	493 (26)
5 - 9	1,268 (28)	390 (21)
10 - 14	1,105 (25)	409 (22)
15 - 17	173 (4)	446 (24)
不 明	79 -	- -
合 計	4,542 (100)	1,889 (100)

出典 : Child Protection Australia 2000-01, AIHW, Table 4.1 (admitted) and Table 4.2 (discharged)

図－O O H C の承認(entry)と解除(exit)



Source:Inquiry into child protections services,NSW D o C S ,August 2002 “Figure 5”

1 2 . 苦情相談機関

特別に里親（O O H C）に関しての規定はないが、政府機関、民間機関が苦情を隨時受け付けており、また、政府機関に対するものであれば、“Ombudsman”に持ち込むことの可能である。（“Ombudsman”については、前掲二、5を参照）

1 3 . その他の特記事項 特になし。

(注書)

(1)児童や青少年の定義は、NSW州では1998年法(Children and young persons (Care and Protection) Act 1998 NO 57) Chapter 1 Preliminary 3 Definitionsに定められており、児童(Child)とは、“Chapter 13の規定を除く児童の雇用に関する規定では児童は15歳以下の者を指す、§ 221(1)>、16歳未満の者”であり、青少年は“16歳以上18歳未満の者”を意味する。

(2)旧法とは、“Children(Care and Protection) Act 1987 No54”であり、新法とは“Children and young persons (Care and Protection) Act 1998 NO 57”である。以下、それぞれ1987年法、1998年法として引用する。

(3) “Foster Parent”が“Foster Care”に改められた理由は、“parent”ではなく、その仕事は短期間または中期間のものであり、最終的には家族への復帰(restoration)を目的としてするから、というものである。Review of the Children (Care and Protection) Act 1987 , Recommendations for Law Reform , Legislation Review Unit, December 1997 p 115 Recommendation 5.19。

(4) Children and Young persons (Savings and Transitional) Amendment (Out-of-Home Care) Regulation 2001 (draft)では次のような注書きがある。“Out-of-home care was previously known as foster care”と規定し、このことは1998年法の下では、“foster care”以外“careなど”もout-of-home careのカテゴリーに含まれている事実を意味している(draft Page 1 Explanatory note)。このことはFoster Careは機能的にはChildren and young persons (Care and Protection) Act 1998 No. 157 Chapter 8に掲げるOut-of-home careの一類型として、まとめて理解していくことが有益であることを意味する。

(5)名称などの違いについては、連邦政府の福祉関係の統計、情報を担当するAustralian Institute of Health and Welfare発行のChildren protection Australia 2000-01を参照。

(6) Inquiry into Child Protection Services (Submission of Dep. of Community Services) August 2002 , page 23 “2.3.1 What is the Current Situation for OOHC Placements for Children and Young People ”

(7)なお、連邦政府(Commonwealth Government)の法律である“社会保障法(Social Security Act)”においても、“Foster Care”“Foster Child/ren”的用語が扱われている。特に親手当(PP=Parenting Payment)の支給要件に関連している。詳細については“Guide to Social Security Law”(Dep. of Family and Community Servicesホームページを参照)。

(8)① NSW州・1998年法第8章(Chapter 8)に規定されている“out-of-home care”的要約(§ 135~§ 172)

Residential care and control(居住ケアと監護)(fee,gain,rewardに関係なく)で児童及び青少年が生活(衣食住)をする“いつもの家庭(usual home)”以外で、かつ両親や日頃から世話をしている人たちから隔離したものでなければならない(§ 135(1))。さらに、児童サービスの許可(licensed)を受けて提供している者によるディケアや監護(daily care and control by licensed provider of children's service、1996 Regulationの定義では「児童ケアセンター(施設)」)は除外されている(§ 135(2))(この場合の“control”とは、他人の指示を与え、その行動を規制・監督する立場にあることを意味する。)。

②なお、“Children's service”については「直接的・間接的なケアや教育またはその両者を行うサービスを言い、6歳以下の児童の一人以上について提供され、その児童は通常学校に通っていないこと(但し、ケアを提供しているものに関係する児童は除く)」と規定されている(1998年法第12章Part 1 Preliminary 199-Definitions 200-Meaning of “children's service”を参照)。なお、昼間型については、連邦政府のthe Supported Accommodation Assistance Program (SAAP)の下で、SAAPのFundを受けるAgencyに世話になっている両親ないしGuardian(保護者)の子どもで18歳以下のChildrenのCare及びProtectionを受けるAccompanying Children(随伴児童)と言うDaily Careを主とする制度がある。SAAP National Data Collection Agency(NDCA) at Australia Institute of Health and Welfare 参照)。

また、NSW州Dep. of Community Servicesは、“out-of-home care”とは、「家族と共に生活ができなくなった児童または青少年のためのケア」(care for children and young persons when can no longer live with their families.)と定義する(Dep. of Community Services, Annual report 2000-2001 p.13)。

- ③関連制度としての養子縁組制度(Adoption)については、NSW州政府 Dep. of Community Services の Adoption Act 2000 及び Adoption Regulation 2002 を参照。
- (9) “Authorised Carer”（権限付与された Carer）とは、§ 137(1)に規定しており、
- (a) designated agency の主席責任者(principal offender)
 - (b) 規則に従い、designated agency によって Authorised Carer としての権限付与されたもの
 - (c) 規則によって特別に権限を付与されたもの
- “Designated Agency”とは、§ 139 に規定され、規則によって信任された次のものである、
- (a) 公的サービス部門(dep. of public services)
 - (b) out-of-home care の提供を手配(arranged)する組織(organization)
- (10) Director General（長官）の職務権限は、長官は Dep. of Community Services の戦略方向、立法、政策及び財源の配分などについて担当大臣や政府に対してアドバイスをする。日本の各セクションの局長クラスに相当する職責にある。組織図を含め出典は 2000-2001 NSW Department of Community Services:Annual Report pp.7-9
- (11) 各州によって用語（法律上、統計上）の定義(Definition)及び適用範囲が異なることに注意が必要である。
- (12) 2000-01 DoCS Annual Report p.19
- (13) 志田「(オーストラリアの)児童福祉」先進諸国の社会保障2 ニュージーランド・オーストラリア、301頁～320頁所収、東京大学出版会を参照。
- (14) 希なケースとして家庭裁判所を媒体として児童や青少年のケアが DoCS または非政府機関を通じて提供されることがある。
- (15) 1998年法では、第8章 Part 2 第 142 条～ 153 条に児童裁判所の命令によるOOHC が規定されている。詳細は後述“7 里親(OOHC)委託手続”を参照。OOHC を含む児童のケアと保護の児童裁判手続については第5章 (Chapter 5 Children's Court proceeding) 及び第6章 (Chapter 6 Children's Court procedure) に規定が置かれている。
- (16) Australian Welfare 2001, Chapter 4 “Deinstitutionalisation : the move towards community-based care ”
- (17) Australian Welfare 2001, PP.182~183 “Box 5.9: Definitions of care and protection order and OOHC”
- (18) 1998年法とは、Children and young persons(care and protection) Act 1998 であり、規則とは、前掲一、序論(3)で述べたように、このレポートをまとめる2002.10月末時点では、1996年規則“Children(care and protection) Regulation 1996”に従い制度の運用がされている。
- (19) Inquiry into Child Protection Services, Submission from DoCS, August 2002.p.15., 2.1.5. Assesment by Caseworkers at CSCs<Community Services Centres> and JIRTs<Joint Investigative Response Teams>
- (20) 二、本論1(注1)を参照。Department of Family and community services の Publication Guide to Social Security Law。
- (21) “Foster Care” Fact Sheet 11, DoCS, Media Enquiries 0297162804, July 2002
- (22) Child protection Australia 2000-01, pp.41~42, AIHW cat.no.CWS16
- (23) 1) Designated Agency とは、Children and young persons(care and protection) Act 1998 の下では、①公的サービス部門及び②家庭外ケア(Out-of-home care)の供給をアレンジする団体・組織を言う(同法第139条)。2) Authorized Carer(権限付与されたケアラー)とは、1998年法の下では、①Designated Agency の主席責任者(principal officer)及び②Authorized Carer として、Designated Agency かまたは規則によって特別に認められたものを言う(第137条)。
- (24) The Association of Children's Welfare Agencies(ACWA)は、1958年に、自分の家族から離れて暮らす必要のある児童または青少年サービスの質的向上及び non-government agencies をサポートするために NSW 集に創設されたものである。この協会(ACWA)の活動の最も大きな部分は、コミュニティーの福祉部門に関する資源開発やトレーニングなどの計画及び実施を行うことである。http://acwa.asn.au/
- (25) Family Support Services Association of NSW “Home page”, http://www.fssansw.asn.au/Main/Association/MIAA_Association.htm

(26) "Foster Care" Fact Sheet 11,DoCS,Media Enquiries 0297162804,July 2002

Inquiry into Child Protection Services,Submission from DoCS,August 2002.p.15.,2.1.5. Assesment by Caseworkers at CSCs<Community Services Centres> and JIRTs<Joint Investigative Response Teams>

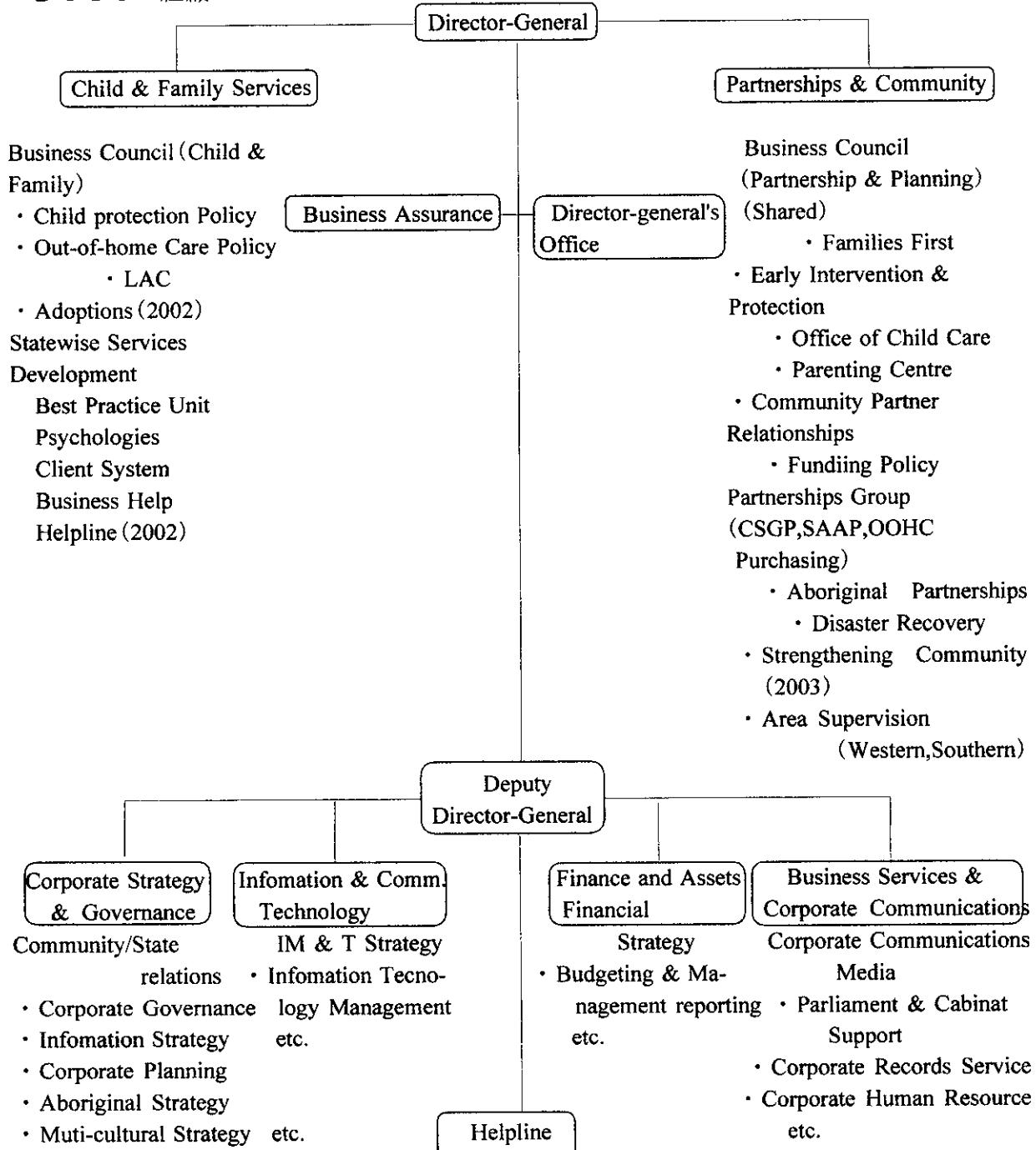
(27) Hon. Larry Anthony. MP "Fostering a better future for childre n" 8 june 2002

(28) AIHW Children Protection Australia 2000-01,Table 4.5 Children in out-of-home care:Whether the child was on an order,for selected States and Territories at 30 June 2001

(29) DoCS Annual report 2000-2001 p.32

【資料】

D o C S の組織



source : NSW Department of Community Services: Annual Report 2000-2001 p.9

IX 香港（中国）の里親制度

平田美智子

はじめに

昨年度、主に欧米で発展してきた里親制度がアジアの中で根付くか考察する目的で、シンガポールの里親制度を取り上げ、調査研究を試みた。その結果、人口密度が高く、住宅環境が整っていないシンガポールでも、里親制度が日本と同じ位の割合で普及していることが判明した。さらに、同じアジアの香港では、里親制度が整備され、民間団体を活用して発展していること知った。

本研究は、平成15年2月に香港現地で里親関連行政（社会福祉省中央里親ケア部）、民間の里親ケア機関、里親宅などを訪問した際に得た情報や意見を中心に、香港の里親制度を、民間団体との連携、里親家庭訪問、最近の実親・里親対象の調査結果を中心に要約する。

1. 香港と社会福祉の特色

香港（Hong Kong）は中国人民共和国香港特別行政区に属し、中国の最南端に位置し、1,097 km²の総面積を擁する都市である。人口は、1996年6,311,000人であり、現在は700万人に及ぶと言われ、世界でも最も人口密度の高い地域である。香港は、香港島地区と九竜地区、新界地区の3地区からなり、大半の住民は高層の公団住宅やマンションに居住する。

歴史的に見ると、香港は100年間イギリスの政権下に置かれ、1997年までイギリスの資本主義、自由な生活様式を発展させてきた。1997年の中国返還後も香港は、「中華人民共和国香港特別行政区基本法」によって、従来の資本主義体制、社会保障体制をさらに50年間は維持できることになった¹⁾。公的扶助制度（Public Assistance Scheme）を含む社会保障は原則として無拠出で政府の責任でなされる。

香港の社会福祉を統括する中央行政組織は、社会福祉省（Social Welfare Department）であり、その下に地域（香港島、東九竜、西九竜、新界の4地域）にある地区社会福祉事務所が実際の社会福祉サービスを提供している。社会福祉サービスにおいては、イギリスの影響を受け、対人サービスに重点をおいたソーシャルワークが市内に70ヶ所以上ある公的・民間の社会福祉サービス機関を通して市民に提供されている。例えば、家族・児童福祉サービスでは、家族の絆を強めるため、地域（公団住宅の1階部分）にある「ファミリー・サービス・センター」などでカウンセリングサービス（無料）や実際的なサービス（家事援助など）を提供し、個人の対人関係、家族関係の改善を図ることを重点項目に挙げている。社会福祉省は人口15万人につき1つの「ファミリー・サービス・センター」設置を目標としており、センターの運営は社会福祉省が直接行う場合と、助成金を受けている民

その充実したファミリー・ケースワーク・サービスには目を見張るものがある。

2. 児童保護の全体状況

現在、親の病気、就労、遺棄、虐待（ネグレクトを含む）、児童自身の問題、その他の理由により家庭で養育されない要保護児童は香港全体で 2,000 人以上いる。又、虐待など深刻なケースに包括的に対応することを目的に、1986年よりイギリスに倣って児童保護登録制度（Child Protection Registry）が実施されるようになり、保護を必要とする児童の処遇が問題となってきた。

社会福祉省の処遇原則は、子どもの発達保障と、安定した長期にわたる人間関係を構築する「パーマネンシープランニング」の実現を目指している²⁾。子どもが養育される環境は実の家庭が第一の選択肢であるが、それが不可能な場合、安全が保障され、愛情あふれる里親や養育者と生涯にわたり安定した関係が結べるような養育環境を提供することを目標としている。さらに、施設養護より家庭的養護を優先させる方針を以下のように明確に打ち出している。

「居住児童保護サービスの開発は、特に 10 代以下の子どもに対して家庭的な養護形態は施設的養護形態に優先するという原則のもとで進められるべきである。里親やグループホームのような施設以外の保護はより好ましいが、子どもに最も適した処遇先が考えられるように色々な選択肢も考慮されるべきである」³⁾

次に、施設ケアも含めて処遇先を以下に列挙してみたい。

① 施設保護の種類

- ・ 居住型クレッチ（乳児院）…2歳までの乳幼児
- ・ 居住型保育所…2歳から6歳までの児童
- ・ 児童一時保護所…12歳以下の児童の家庭の事情による緊急一時保護
- ・ 児童養護施設…6歳以上 21歳以下の児童・青少年の施設
- ・ 少年/少女施設…7歳以上 21歳以下の問題行動、情緒的問題を抱えた児童・青少年のための施設
- ・ 少年/少女寮…14歳以上 21歳以下の学生、勤労者のための寮

② 施設以外の保護種類

- ・ グループホーム…家庭的な雰囲気の家に、4歳以上 18歳以下の児童が 8人暮らす。
夫婦の住み込み職員とソーシャルワーカー 1名が児童の監督を行う。
- ・ 里親ケア…新生児から 18歳以下の児童が実親の元に戻るまで里親家庭で養育される。
- ・ 緊急里親ケア…18歳以下の児童を緊急に、短期間の間（6週間以内）里親家庭で預かる。

最近の報告によると、要保護児童のうち 670 人が里親家庭で養育されており、952 人がグループホームに措置され、児童養護施設は 367 人が入所しているという。他の施設の人数が把握できなかったが、この 3 種類の保護先全体（1,989 人）のうち約 33.7 % が里親に措置されていることが判明した。日本の 6 % に比べて明らかに、家庭的養護優先という香港政府の政策が実際に反映されつつあることが証明される。

3. 里親関連行政当局と認可団体の連携

そもそも、香港の里親ケアは 1972 年、「香港キリスト教サービス」の前身である「ルーテル世界サービス」により導入された。1982 年に、香港社会福祉サービス委員会が里親ケアサービスに関する作業部会を発足させ、政府に里親ケアのニーズ、サービス提供モデル、サービス基準などを提言した。

現在、里親関連行政当局として、社会福祉省（Social Welfare Department）の中に中央リファーラル・システムという要保護児童の照会機関（Referring Agencies）があり、里親養護の必要な子どものケース照会は中央里親ケア部（Central Foster Care Unit、以下 CFCU と略す）に集約される。この CFCU の仕事は、以前は里親の開拓、調査、認定作業が主であったが、最近（昨年の 7 月より）は提携している 5 つの民間団体（日本の社会福祉法人のような NGO 組織）に里親の開拓・家庭調査その他の里親業務を委託している。民間団体は、それぞれ地域ごとにいくつかの支部を持ち、里親調査、子どもとのマッチング、スーパービジョン、研修などの委託業務を 80% 達成した場合に政府より補助金がおりるシステムである。以下に、照会ワーカー（Referring Workers）と政府の中央里親ケア部（CFCU）と民間団体である里親ケア機関（Foster Care Agencies）の主な役割分担をまとめてみる。

- ① 照会ワーカー（Referring Workers）—通常、「ファミリー・サービス・センター」、「医療ソーシャルワーカー」、社会福祉省の「児童保護サービス部」などのワーカー、学校のソーシャルワーカー、を指す。
 - ・ 子どもと実親を担当するワーカーで、子どもと家族に対して最善のケース・プランを立てる。家族と子どものアセスメントを十分に行い、里親委託が最適な養護形態であるかを判断する。
 - ・ 子どもの里親ケアの照会を実親の同意書を添えて CFCU に行う。
 - ・ 子どもが里親ケアにある間も、実親側に働きかけ、子どもとの交流を促進する。
 - ・ ケースの定期調査（レビュー）に参加し、子どもの家庭復帰を計画する。
 - ・ 子どもが実家庭に戻った後、見守り体制を続ける。
- ② 中央里親ケア部（CFCU）
 - ・ 里親ケアを必要とする子どもをふるいわけ、必要な子どもを待機リストに載せ、適切な機関へマッチングを依頼する。照会ワーカーと里親機関の調整役。

- ・ 中央照会システムへ最新情報を報告。
- ・ 里親開拓、広報活動。
- ・ 里親への研修（里親機関と協働で）。

③ 里親ケア機関（Foster Care Agencies）—現在、5つの民間機関（香港家庭福祉協会、国際社会事業団香港支部、マザース・チョイス、香港ルーテル社会事業団、香港キリスト教サービス）が里親業務を委託されている。

- ・ 子どもの里親ケアのニーズを再度確認し、マッチングの準備をする。
- ・ 登録されている里親からふさわしい里親を子どもにマッチングする。
- ・ 里親委託の準備（子ども、実親や関係機関に確認）
- ・ 委託後の里親家庭訪問（一ヶ月に一度）
- ・ 定期調査会（レビュー）の開催（初回は委託後3ヶ月、後は半年に一度）
- ・ 子どもの家庭復帰の調整、準備（照会機関と）
- ・ フォローアップ
- ・ 里親への研修

以上、政府は里親ケアの必要なケースを受け付け登録し、実施機関である里親ケア機関に結びつける仲介役を果たしていることが特徴である。5つの民間団体である里親ケア機関はそれぞれの機関の特徴を活かして、専門のソーシャルワーカーによる質の高い専門的な援助を提供している。

4. 里親の種類と認定

里親は、「通常里親」（ordinary foster care）と「緊急里親」（emergency foster care）の2種類がある。いずれも対象児童は18歳以下で、委託期間が通常の里親はおおよそ2年以内、緊急里親は6週間以内となっている。委託費は、児童一人につき約\$2800HK（約47,600円）で、里親に対する手当が\$1400HK（約23,800円）出る。緊急里親の場合、里親手当が2倍出る。さらに、知的障害児を預かる場合、手当では1.5倍支給される。

2003年3月から始められる新しい種類の里親に、昼間里親（day-time foster care）がある。これは、保育所に預ける前後に保育を必要とする、働く親のニーズに応えるものである。日本でも創設された「親族里親」のカテゴリーはない。

里親認定を受ける前提には以下の要件を満たすことが好ましいとされる。

- ① 安定した結婚生活（結婚した夫婦が望ましい）を営んでいる。
- ② 年齢は、25歳から60歳くらいまで（他の同居家族の年齢も考慮）。
- ③ 落ち着いていて、愛情深く、十分子どもを世話する者。子どものニーズに敏感な人。
- ④ 学歴は初等教育終了以上。